

平成 30 年度十島村諏訪之瀬島及び平島地区携帯電話等エリア整備

工事業者選定プロポーザル 実施要項

平成 30 年 6 月

鹿児島県十島村

目次

1. 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨.....	3
2. 提案の審査及び契約の方法	3
3. 経費限度額.....	3
4. 提案参加資格.....	3
5. 提案への参加申込み及び辞退.....	4
6. 参加申し込みに関する質問.....	5
7. 提案書の作成等.....	5
8. 提案および仕様書に関する質問	7
9. 調査・設計、施工及び施設運営事業者選定のポイント.....	7
10. 結果通知について	9
11. その他	9

1. 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

平成30年度は十島村(以下、「本村」という。)に実施を予定している携帯電話等エリア整備事業(以下、「当該事業」という。)は中之島～諏訪之瀬島～平島間に海底光ケーブルを敷設し、整備後は広域イーサネットサービス若しくはそれに相当する機能を有したサービスの提供を行うものである。

については、民間事業者による創意工夫を生かした設計施工および運営維持管理の提案を受け、村民ならびに本村にとって最適な事業者を選定することが必須の要件となる。

本要項はそのための実施方法について定めたものである。

参考までに、平成31年度から中之島～口之島、宝島～小宝島についても海底光ケーブル整備を計画し進めていくこととし、将来的には超高速インターネット接続を基本とした光ブロードバンド・サービス環境を持続的に本村に展開するものである。

2. 提案の審査及び契約の方法

公募により、「平成30年度十島村携帯電話等エリア整備事業に係る設計・施工、施設運営事業者選定プロポーザル」の提案を受け、本村で組織する事業選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、提出された提案書等の審査を行い、最も優れた提案を行った者を当該事業の調査・設計、施工に関する工事請負契約締結及び整備された施設等に関する賃貸借契約、保守管理業務委託契約の優先交渉権者とする。

契約に際しては、提案の内容と本村の意向について協議、調整を行い双方合意の上、随意契約による契約を行う。また、各契約書等に記載する項目の詳細については、優先交渉権者と協議の上決定するものとする。

3. 経費限度額

経費限度額は 1,088,507,160円(消費税を含む)とし、提案価格に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)が当該経費限度額を超えた場合は無効とする。なお、当該経費限度額は企画提案のために設定した金額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

4. 提案参加資格

参加資格を有する者は、平成30年4月1日現在において、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「地方自治令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書等の提出日において、現に鹿児島県及び鹿児島県内市町村から指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (4) 地方自治法、地方財政法、補助金適正化法及び十島村契約規則による制約が課せられ、この様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (5) 都道府県民税及び事業税を滞納していないこと。
- (6) 全国規模で広域イーサネットサービス若しくはそれに相当する機能を有したサービスを提供しており、かつ、国内離島地域において広域イーサネットサービス若しくはそれに相当する機能を有したサービスの提供実績を有すること。
- (7) 当該事業の設計施工、保守・運用業務、管理業務を一元的に遂行し、かつ、サービス提供に必要な施設等の整備が完了後、速やかに必要な契約等を締結し、広域イーサネットサービス若しくはそれに相当する機能を有したサービスの提供の開始ができること。
- (8) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する電気通信工事の特定建設業許可を有すること。
- (9) 建設業法26条に規定する技術者を専任で配置することができること。
- (10) (1)から(9)の条件を満たすためにJV(ジョイントベンチャー)での参加も可能とする。

5. 提案への参加申込み及び辞退

(1) 提出書類

提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。

- ① 「提案参加申込書」(様式1)
- ② 「誓約書」(様式2)
- ③ 企業概要表(様式3)
- ④ 同種の業務等の実績調書(様式4)及びそれを証明できる書類
- ⑤ 国内離島地域において広域イーサネットサービス若しくはそれに相当する機能を有したサービスの提供実績(任意様式)
- ⑥ JV(ジョイントベンチャー)構成書(任意様式)※JV(ジョイントベンチャー)の場合のみ
- ⑦ 委任状(様式任意)※JV(ジョイントベンチャー)の場合のみ
- ⑧ 履歴事項全部証明書(写し)
- ⑨ 近1年間の都道府県民税及び事業税に滞納がないことを証する書類(写し)
- ⑩ 暴力団排除に関する誓約書(様式5)
- ⑪ 印鑑証明書(写し)

また、提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、様式6「辞退届」を提出すること。

(2) 提案参加申込書の提出期間

平成30年6月1日(金)から平成30年6月14日(木)までの午前9時から午後5時15分までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(3) 提出先

十島村役場 総務課

所在地 〒892-0822 鹿児島県鹿兒島市泉町14番15号

電話:099-222-2101(代表)

FAX:099-223-6720

(4)提出方法

上記提出先へ直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合は、平成30年6月6日(水)午後5時15分までに必着のこと。

6. 参加申し込みに関する質問

様式7「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1)受付期間

平成30年6月1日(金)午前9時から平成30年6月7日(木)午後5時15分までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(2)提出先

電子メールによる質問のみ受け付けるものとする。なお、質問のメールを送付してから24時間以内(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く)に、受領確認の返信メールが届かない場合は、電話等による問い合わせを行うこと。

電子メール :toshima-so@tokara.jp

(3)質問に対する回答方法

質問に対する回答を取りまとめたうえ、随時参加者全員に対し、電子メールにて通知する。

(4)その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

電話での質問は原則として受け付けない。

7. 提案書の作成等

(1)提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次の①～⑤とする。なお、作成にあたっては「8. 調査・設計、施工及び施設運営事業者選定のポイント」を考慮すること。

提出する書類の大きさは原則、A4サイズとし、A4サイズに収まらないものについてはA3サイズ(二つ折りしてA4サイズに収納)も可とする。

- ① 平成30年度十島村携帯電話等エリア整備事業に係る設計・施工、施設運営に関する提案書
- ② 整備後に係る維持管理費及び収支見積書
- ③ 事業費見積書
- ④ 会社概要
- ⑤ 決算書(直近3期分)

【提出書類の説明】

- ① 平成30年度十島村携帯電話等エリア整備事業に係る設計・施工、施設運営に関する提案書
 - ア. 次に提示した提案書の項目に従い、内容を具体的に記述すること。
 - (提案項目、記載のポイント)
 - (ア) 提案コンセプト : 本業務を提案するにあたってのコンセプトを記載すること。
 - (イ) 業務体制 : 契約に係る業務体制を記載すること。
 - (ウ) 提供サービス : 広域イーサネットサービス若しくはそれに相当する機能を有したサービス内容を記載すること。
 - (エ) 設備仕様 : 全ての設備構成、資産区分等を記載すること。
 - (オ) 設計仕様 : 設計ポリシーを記載すること。
 - (カ) 機器・施工仕様 : 主要な材料ならびに工程を記載すること。
 - (キ) スケジュール : サービス提供までのスケジュールを記載すること。
 - (ク) 運用保守 : 保守、設備管理、故障時対応について記載すること。
 - (ケ) 平成31・32年度事業整備構想: 中之島～口之島、宝島～小宝島、島内ブロードバンド整備提案をすること。
 - (コ) 次期ネットワーク : 将来の役場ネットワークの提案をすること。
 - (サ) 島内ブロードバンド整備 : 「トカラ結ネット」に代わる将来サービス提案をすること。
 - イ. 項目によっては、説明資料を別紙として作成することも可とする。
- ② 整備後に係る維持管理費及び収支見積書
 - ア. 10年間(平成31年度～平成40年度)の村会計に入金されるもの(運営事業者が村に納めるもの: IRU使用料等)と村で支出しなければならない経費(施設運営の中で、村が直接支払う必要があるもの: 保守料、各種賃貸料、保険料、移設対応工事費等)の全ての項目について、総額だけでなく、算出根拠がわかる形で、年度別に作成すること。
 - イ. 将来において、村が臨時的な支出をしなければならない項目があれば、時期、内容、金額等も盛り込んでおくこと。
- ③ 施設整備事業費見積書
 - ア. 数量・金額が把握できる見積書(消費税込み)であること。
 - イ. 別紙の仕様書記載の調査・設計、施工数量を参考に作成すること。
- ④ 会社概要
 - 以下の点について記載したものを提出すること。
 - ア. 事業内容
 - イ. 事業規模
 - ウ. 事業実績 (以下について、明記すること。)
 - (ア) 全国規模での広域イーサネットサービス若しくはそれに相当する機能を有したサービス提供実績

(イ) 国内離島での広域イーサネットサービス若しくはそれに相当する機能を有したサービス
提供実績

(ウ) 自治体との保守契約による運用実績、提供地域名

(2) 提出書類の受付期間

平成30年6月1日(金)午前9時から平成30年6月25日(月)午後5時15分までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(3) 提出先

4(2)に同じ。

(4) 提出方法

4(3)に同じ。

なお、郵送等で提出する場合は、平成30年6月25日(月)午後5時15分までに必着すること。

(5) 提出部数

製本12部

(6) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

8. 提案および仕様書に関する質問

様式7「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

平成30年6月1日(金)午前9時から平成30年6月14日(木)午後5時15分までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(2) 提出先

電子メールによる質問のみ受け付けるものとする。なお、質問のメールを送付してから24時間以内(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く)に、受領確認の返信メールが届かない場合は、電話等による問い合わせを行うこと。

電子メール :toshima-so@tokara.jp

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を取りまとめたうえ、随時参加者全員に対し、電子メールにて通知する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

電話での質問は原則として受け付けない。

9. 調査・設計、施工及び施設運営事業者選定のポイント

(1) 財政運営を配慮し、本村の総負担額(イニシャル+ランニング)を、いかに低く抑えられるか。

- (2) 当該施設工事を施工する能力と実績を有しているか。
- (3) 当該施設を効率的・効果的に管理運営する能力と実績を有しているか。
- (4) 広域イーサネットサービス若しくはそれに相当する機能を有したサービスを、いかに良質で安定的に提供できるか。
- (5) 地元の活用について、配慮がなされているか。
- (6) 当該事業により整備した施設等の活用方法や、民間の創意工夫を生かした本村にとって魅力的な利活用促進策等が盛り込まれているか。
- (7) 評価点配分表

項目		配点	
1	提案内容	提案コンセプト	50
		業務体制	
		提供サービス	
		設備仕様	
		設計仕様	
		機器・施工仕様	
		スケジュール	
		運用保守	
		平成31・32年度事業整備構想	
		次期ネットワーク	
		島内ブロードバンド整備	
2	整備後に係る維持管理費及び収支見積書	20	
3	施設整備事業費見積書	20	
4	会社概要（実績）	10	
合計		100	

(8) 選定方法

審査は、選定委員会において、優先交渉権者を選定する。

なお、優先交渉権者の選定にあたっては、企画提案書に基づく提案内容のプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリング（質疑）による審査を実施する。

提案内容のプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリングの日程等は概ね以下のとおりとし、詳細は別途通知する。

- ①日時: 平成30年6月 29日(金)※予定
- ②場所: 十島村役場内
- ③時間: 参加者1者あたりの説明時間は 30分を予定

④その他:

ア. 審査会場の入室は3名までとする。

イ. プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書等の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。プロジェクター、スクリーンは村で用意するが、パソコン等については参加者で用意すること。

ウ. 正当な理由なく、審査に参加しなかった者の提案は無効とする。

エ. 参加者が1社のみの場合、書類審査のみとし、プレゼンテーションを実施しない場合がある。

10. 結果通知について

(1) 選定結果通知書により選定審査の結果を通知する。

(2) 失格

① 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合

② 3の提案参加資格を満たしていないと判断される場合。

(3) 評価内容及び経過に関する問合せについては、一切公表しないものとする。

11. その他

(1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。

提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 留意事項

本提案の審査は調査・設計、施工及び施設運営事業者の内定(優先交渉権者決定)のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約等の際には協議を行い、双方合意に至った場合に各契約等を締結するものとする。